

4) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。

(注意事項) 3件（給与1、契約1、重点事項1）

合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。  
3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月8日、12月21日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件（支出1、重点事項1）  
1) 電話料に係る資金前渡（見送払）について、契約変更に伴う残金が、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

2) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。

①毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された毒物・劇物専用とされていな

いものがあつた。

②鍵のない保管庫に保管されているものがあつた。

(注意事項) 1件（重点事項1）

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月31日、11月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件（給与1）  
1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 産業短期大学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件（給与1）  
1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給され

ているものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 産業短期大学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件（給与1）  
1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給され

ているものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化部 美術館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月17日、令和5年1月25日

監査対象機関	観光文化部 博物館
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月21日、11月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件（給与1）  
1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給され

ているものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化部 考古博物館（埋蔵文化財センターを含む）
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月9日、令和5年1月24日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件（給与1、給与1）  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金

過年度分 先数 1件 657,580円

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務

時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.0の割

①割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかつた。

②やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかつた。

③振替を行った勤務日となつた日の時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。

**(注意事項)** 1件 (重点事項1)

監査対象機関	観光文化部 文学館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月22日、令和5年1月25日
<b>監査の結果</b>	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年1月16日
<b>監査の結果</b>	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 3件 (給与2、財産1)

- 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかつた。
- 旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道60.1km以上の乗車料に対し、往復割引き適用していなかつた。
- 貸付財産及び借受財産について、公有財産取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていなかつた。

**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月27日
<b>監査の結果</b>	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 1件 (重点事項1)

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校(林政部と共管)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年1月14日、11月15日
<b>監査の結果</b>	

**(指摘事項)** 1件 (重点事項1)

- 動物について、所在不明となっているものがあつた。

**(指導事項)** なし  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月30日、10月27日
<b>監査の結果</b>	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象機関	農政部 蒲原醸造技術センター(長坂支所を含む)
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月6日、11月15日
<b>監査の結果</b>	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象機関	農政部 水産技術センター(忍野支所を含む)
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月29日、10月26日
<b>監査の結果</b>	

**(指摘事項)** 1件 (収入1)

1) 令和4年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていないものがあつた。  
(合計152,063円)

**(指導事項)** 1件 (収入1)

- 歳入について、次のとおり収入未済があつた。  
家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金  
過年度分 先数 1件 250,722 円

**(注意事項)** 1件 (重点事項1)

監査対象機関	農政部 水産技術センター(忍野支所を含む)
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月29日、10月26日
<b>監査の結果</b>	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 1件 (財産1)

- 取得用地に未登記のものがあつた。  
令和2年度以前の未登記 2筆

**(注意事項)** なし

監査対象機関	県土整備部 新環境道路建設事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月7日、10月12日、11月25日
<b>監査の結果</b>	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** なし

- 契約1)

**(注意事項)** 1件 (契約1)

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	監査対象期間	岐南教育事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月	監査実施日	令和4年10月18日、11月16日
監査実施日	監査の結果		
(指導事項)	(指導事項)なし		
(指導事項)	1件(収入1)		
1) 延入について、次のとおり収入未満があった。	工事請負契約公正入札達成金 過年度分 先数 2件 14,067,323円		
(注意事項)	なし		
監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所	監査対象期間	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月	監査実施日	令和4年10月10日
監査実施日	監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。			
監査対象機関	県土整備部 大門・塙川ダム管理事務所	監査対象期間	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和4年10月14日、11月29日	監査実施日	令和4年10月18日
監査実施日	監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。			
監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所	監査対象期間	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月	監査実施日	令和4年12月6日
監査実施日	監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。			
監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所	監査対象期間	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月	監査実施日	令和4年12月20日
監査実施日	監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。			
監査対象機関	中北教育事務所	監査対象期間	岐南教育事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月	監査実施日	令和4年12月20日
監査実施日	監査の結果		
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。			

監査対象機関	岐南教育事務所	監査対象期間	岐南教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月	監査実施日	令和4年10月18日、11月16日
監査実施日	監査の結果		
(指導事項)	(指導事項)なし		
(指導事項)	2件(給与2)		
1) 児童手当の支給において、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、支払期日でない月であっても、各月の8日に支払うものとされているが、支払われていないものがあった。	2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。		
(注意事項)	なし		

監査対象機関	岐南教育事務所	監査対象期間	岐南教育センター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月	監査実施日	令和4年1月19日、11月22日
監査実施日	監査の結果		
(指導事項)	(指導事項)なし		
(指導事項)	2件(給与2)		
1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。	2) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となつていていた。		
(注意事項)	なし		
監査対象機関	図書館	監査対象期間	

監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月	監査機関	蔚崎高等学校
監査実施日	令和4年1月16日、令和5年1月25日	監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> 1件 (給与1)			
1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していたものがあった。(合計352,316円)			
<b>(指導事項)</b> 5件 (給与4、物品1)			
1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。			
2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定額による認定・確認が行われていなかつた。			
3) 通勤手当の認定において、手当額の決定にあたり、職員が公署より遠い駐車場を借りた場合認定が行われ、過大に支給されているものがあった。			
4) 会計年度任用職員に係る期末手当支払の際に、控除する必要のない社会保険料を控除したため、予備監査日現在、雑賀金に留め置いていた。			
5) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。			
①不明資料 平成30年度 19点 令和元年度 40点 令和2年度 28点 令和3年度 33点 令和4年度 36点 合計 156点			
②未返却資料 平成30年度 40点 令和元年度 89点 令和2年度 57点 令和3年度 139点 令和4年度 3、923点(132点) 合計 4、248点 ※令和4年度の( )内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの			
<b>(注意事項)</b> 2件 (給与1、契約1)			

監査対象機関	北杜高等学校	監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月	監査機関	甲府第一高等学校
監査実施日	令和4年1月8日、12月23日	監査の結果		監査実施日	令和3年10月～令和4年9月
<b>(指摘事項)</b> 1件 (その他1)				<b>(指摘事項)</b> 2件 (収入1、契約1)	
1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多數あった。				1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円	
①直接取扱した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。				2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契約において、財務規則第137条第3項に規定する見積合わせが省略できる特別な理由に客観的な合理性がないにもかかわらず、単純随意契約としていた。	
<b>(注意事項)</b> なし				<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	甲府西高等学校	監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月	監査機関	甲府南高等学校
監査実施日	令和4年1月25日、11月29日	監査の結果		監査実施日	令和3年10月～令和4年9月
<b>(指摘事項)</b> 1件 (重点事項1)				<b>(指摘事項)</b> 1件 (重点事項1)	
1) 指導事項 5件 (収入2、支出1、財産2)				1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていないものがあった。	
②財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することになっているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。				2) 全国高等学校選抜スキー大会に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。	
④自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行わなかった。				3) 第2項に定める移動報告が行わなかった。	
⑤鉄塔敷送電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徵収していた。				4) 公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行わなかった。	
<b>(指摘事項)</b> なし				5) 第2項に定める移動報告が行わなかった。	
<b>(注意事項)</b> 2件 (給与1、重点事項1)				<b>(注意事項)</b> 3件 (収入1、物品1、重点事項1)	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	青洲高等学校（増穂商業高等学校、市川高等学校、岐南高等学校）
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月25日、11月29日

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	青洲高等学校（増穂商業高等学校、市川高等学校、岐南高等学校）
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月26日、11月24日

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月

監査の結果	監査の結果
監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月

(指導事項)なし (注意事項)なし(重点事項1)	監査対象機関	山梨県立総合文化センター	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年7月
監査実施日	令和4年1月27日、1月25日	監査の結果		
(指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。)				
監査対象機関	塙山高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年10月	監査の結果
監査実施日	令和5年1月6日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)1件(給与1)	監査対象機関	都留高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年9月
監査実施日	令和4年1月28日、1月28日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)1件(給与1) 1) 通勤手当において、複数校に勤務する者については、1週間の勤務状況を基に、往路及び復路毎に通勤距離を算出し、その1日当たりの平均を支給根拠としての片道の通勤距離とするが、1校の通勤距離のみで認定しているものがあった。				
(注意事項)1件(重点事項1)	監査対象機関	都留高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)なし (注意事項)1件(給与1)	監査対象機関	富士北陵高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年7月
監査実施日	令和4年1月12日	監査の結果		
(指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。)				
(指導事項)なし (指導事項)なし (注意事項)1件(重点事項1)	監査対象機関	富士河口湖高等学校	監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)なし (注意事項)2件(契約1、重点事項1)	監査対象機関	中央高等学校	監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)なし (注意事項)なし	監査対象機関	上野原高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)2件(支店1、財産1)	監査対象機関	中央高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)2件(支店1、財産1) 1) 前金払を行っている製氷機の保守点検業務委託について、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていなかった。 2) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。				
(注意事項)1件(重点事項1)	監査対象機関	中央高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)なし (注意事項)なし	監査対象機関	中央高等学校	監査対象期間	令和3年1月1日～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月1日、1月21日	監査の結果		
(指導事項)なし (指導事項)2件(給与2) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 2) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない共益費等を含んだ金額で手当額が算定されているものがあった。				
(指導事項)なし	監査対象機関	都留興國館高等学校	監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日	監査の結果		